

2012年6月12日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第226号)

中国人民銀行、人民元建て輸出貨物貿易の 重点監督管理リストに関する規定を公表 ～中国全土で9,502社を選定へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行弁公庁はこのほど、財政部弁公庁、商務部弁公庁、税関総署弁公庁、国家税務総局弁公庁、中国銀行業監督管理委員会弁公庁と連名で『人民元建て輸出貨物貿易決済企業の重点監督管理リストに関する書簡』（銀弁函[2012]381号、以下、『381号書簡』という）を公布しました。中国人民銀行などの関連当局は今年3月、『人民元建て輸出貨物貿易決済における企業管理に関する問題についての通達』（銀発[2012]23号、以下、『23号通達』という）を公表¹。輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能であると規定しました。従来の輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃し、大幅な規制緩和を実施したものの、新たに「重点監督管理リスト」による管理制度を導入。リスクが高いと認められる企業に対しては、決済手続時における審査を強化するなど、一定の制約を設けました（「重点監督管理リスト」の選定基準については、次ページの図表1参照）。さらに試行企業以外の企業による人民元建て輸出貨物貿易決済が可能となるのは上述の「重点監督管理リスト」の発表後であるとされていたため、関連規定の公布が待たれていました。

この度公布された『381号書簡』は懸案となっていた「重点監督管理リスト」について規定したものの。

『381号書簡』の印刷・配布日である2012年6月5日以降、中国国内の輸出入経営資格を有する企業はすべて関連規定に基づき人民元建て輸出貨物貿易決済が可能であると規定したほか、中国全土で計9,502社を「重点監督管理リスト」に組み入れたと発表しました（なお重点監督管理リストは銀行には送付されず、銀行は企業が重点監督管理企業に該当するか否かの確認のみ可能）。『381号書簡』では、「重点監督管理リスト」に掲載された企業に対しては各地の人民政府より告知があるとし、また銀行に対しては人民元建てクロスボーダー決済業務時に、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システム（RMB Crossborder Payment&Receipt Management Information System、以下、「RCPMISシステム」という）を通して、企業が重点監督管理企業に該当するか否か確認するように要求。銀行のオペレーションでは、人民元建てクロスボーダー決済業務を取り扱う場合、RCPMISシステムに企業の組織機構コード証（组织机构代码証）を入力し、企業が重点監督管理の対象となっているか否か、チェックすることになります。

¹ 『23号通達』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第214号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.214.pdf

【図表1】 「重点監督管理リスト」の選定基準

- ✓ 直近2年以内に輸出税還付の詐取、脱税、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領を行っている場合。
- ✓ 直近2年以内に脱税の疑い、輸出税還付詐取の疑い、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領の疑いで税務機関および公安等の部門による立件調査を受けている場合。
- ✓ 直近2年以内に密輸等の嚴重な税関監督管理に違反する行為がある場合。
- ✓ 直近2年以内に比較的嚴重な金融管理規定に違反する行為がある場合。
- ✓ 直近2年以内に比較的嚴重な国の対外貿易に係る法律・法規に違反する行為がある場合。
- ✓ 直近2年以内に、比較的嚴重なその他の違法行為がある場合。

また『381号書簡』には「重点監督管理リスト」は未添付。そのため現段階において、企業が重点監督管理の対象となっているか否か確認するには、①企業所在地の人民政府による告知、または②銀行を通してRCPMISシステムにおいて重点監督管理企業に該当するか否か確認、という方法のみとなっているため、留意が必要です。

【図表2】 「重点監督管理リスト」掲載企業に対する監督管理措置

- ✓ 各省（自治区、直轄市）および計画単列市人民政府は重点監督管理企業に対して人民元建て輸出貨物貿易決済の重点監督管理に組み入れた旨、告知。
- ✓ 人民元建てクロスボーダー貿易決済業務により取得した人民元資金の、国外留保不可。
- ✓ 銀行は人民元建てクロスボーダー決済業務を行う場合、RCPMISシステム上で企業が重点監督管理企業に該当するか否か確認。
- ✓ 人民銀行は重点監督管理企業の人民元建てクロスボーダー決済業務に対してオフサイト検査を実施。
- ✓ 銀行が重点監督管理企業に対して提供した人民元建てクロスボーダー決済業務に対して立入検査を実施。

中国政府は2009年7月、上海市および広東省4都市（深セン、広州、東莞、珠海）において人民元建てクロスボーダー決済を試験的に導入。導入当初、人民元建てクロスボーダー貿易決済を実施できるのは上記5都市において関係当局の認可を受けた一部の試行企業（365社）のみ。また中国国外の試行地域も香港・マカオ、ASEAN諸国に限定されていたほか、人民元建てで決済可能な項目も試行企業による貨物貿易決済のみが対象となっていました。しかしその後、徐々に規制緩和を実施。2010年6月に中国国内の試行地域を20省・直轄市・自治区まで増加したほか、中国国外対象地域を全世界に拡大。決済可能な項目についても、輸出貨物貿易以外の経常項目に係る取引であれば試行地区内で貿易を行っている企業すべてに開放しました。同年12月には人民元建て輸出貿易決済の試行企業として新たに67,359社を認定。さらに2011年8月には中国国内の試行地域を全国に拡大するなど、相次いで人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る規制緩和策を発表してきました（人民元建てクロスボーダー決済に関する動向については、次ページの図表3参照）。

今年に入り、3月に『23号通達』を公布し、輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能であると規定。実務上、大きなハードルとなっていた試行企業管理制度を撤廃しました。さらに6月には『381号書簡』が公布され、試行企業以外の企業による人民元建て輸出貨物貿易決済が実質的に可能になりました。『23号通達』および『381号書簡』の措置により、輸出入貿易、サービス貿易などの経常項目に従事可能な企業であれば、すべて人民元建てクロスボーダー

一貿易決済が実施可能となり、大幅な規制緩和が図られたこととなります。

中国人民銀行の発表によると、2012年第1四半期の人民元建てクロスボーダー貿易決済額は前年比 61% 増の 5,804 億元、うち貨物貿易決済額は 4,165.7 億元。中国人民銀行などの関連当局による規制緩和措置を受け、人民元建てクロスボーダー貿易決済も着実に進展していることがうかがわれます（人民元建てクロスボーダー貿易決済額推移については、図表 4 参照）。

ただし欧州債務危機など、国際経済の不透明さが強まる中、中国政府は依然としてクロスボーダーの資金移動に対しては厳しい目を光らせており、慎重な姿勢を崩していません。このため今後も引き続き金融当局の政策動向にあわせた対応をとる必要があります。

『381 号書簡』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および 6 ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

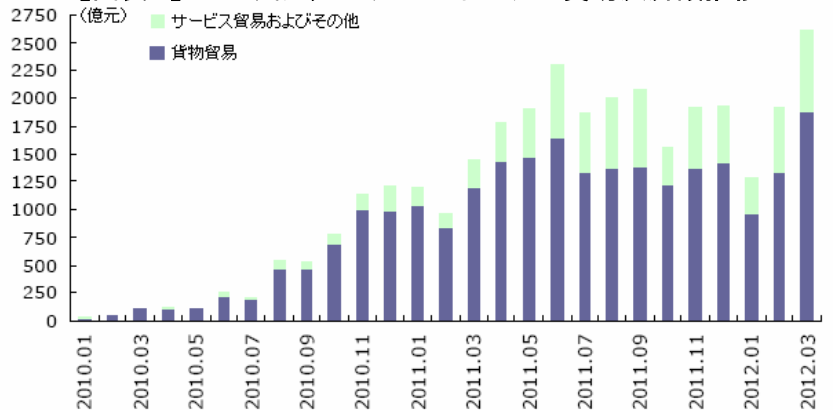
なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

【図表 3】 人民元建てクロスボーダー決済に関する主な動向

09年4月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国务院常务会议、上海・広州・深セン・珠海・東莞の 5 都市で人民元建てクロスボーダー貿易決済を試験的に導入すると決定。 中国国外の試行地域は、香港、マカオ、アセアン諸国に決定。
09年6月	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀・HKMA、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る覚書に調印
09年7月	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀など、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る『管理弁法』、『実施細則』を公布・施行。6 日、中国と香港との間で人民元建てクロスボーダー貿易決済始動。
09年12月 ～ 10年5月	<ul style="list-style-type: none"> 貿易外取引における人民元建てクロスボーダー決済を許可。 試行企業以外の企業に対しても、輸入貿易決済および貿易外取引に係る人民元建てクロスボーダー決済を許可。 中国国外企業による非居住者人民元口座の開設を許可。 国外直接投資や国外貸付など、一部の資本取引における人民元建てクロスボーダー決済を試験的に解禁。
10年6月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国外の対象地域に関する制限を正式に撤廃。 国内試行地域に、新たに 18 省市を正式に追加。 (北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区)
10年8月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国外の決済銀行による人民元建て債券運用を条件付きで解禁。
10年12月	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀など、第 2 次試行企業リスト(計 67,359 社)を公布。
11年1月	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀、国内企業による人民元建て国外直接投資を正式に解禁。
11年6月	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀、『145 号通達』を公布。人民元建て直接投資など、試験的に実施している資本取引に係る手続について規定。
11年8月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内の対象地域に関する制限を正式に撤廃。
11年10月	<ul style="list-style-type: none"> 商務部・人民銀、人民元建て直接投資に関する規定を公布。人民元建て直接投資が正式に始動。
12年3月	<ul style="list-style-type: none"> 輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃。輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能に。
12年5月	<ul style="list-style-type: none"> 中国本土企業による香港での人民元建て債券発行に係る規定を公布。
12年6月	<ul style="list-style-type: none"> 人民元建て輸出貨物貿易決済の「重点監督管理リスト」を発表。試行企業以外の企業による人民元建て輸出貨物貿易決済が実質的に可能に。

(中国人民銀行、商務部などの規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 4】 人民元建てクロスボーダー貿易決済額推移



(資料: 中国人民銀行)

中国人民銀行弁公庁 財政部弁公庁 商務部弁公庁
税関総署弁公庁 国家税務総局弁公庁 銀行業監督管理委員会弁公庁
銀弁函[2012]381号
『人民元建て輸出貨物貿易決済企業の重点監督管理リストに関する書簡』

各省、自治区、直轄市、計画単列市人民政府弁公庁：

『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）および『人民元建て輸出貨物貿易決済における企業管理に関する問題についての通達』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会 銀発[2012]23号、以下、『通達』という）に基づき、各省（自治区、直轄市）および計画単列市人民政府が報告した重点監督管理企業リストを基礎とし、人民銀行は財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会（以下、「6部・委員会」という）と共同で審査した上、人民元建て輸出貨物貿易決済に係る重点監督管理企業、合計9,502社（詳細は添付参照）を確定した。ここに関連する事項につき書簡にて通知する。

1. 本書簡の印刷・配布日以降、中国国内の輸出入経営資格を有する企業は、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』に基づき、人民元建て輸出貨物貿易決済を行うことができる。
2. 6部・委員会は各自の職責の範囲内において、法に基づき重点監督管理企業の人民元建て輸出貨物貿易決済業務に対する管理を強化する。各省（自治区、直轄市）および計画単列市人民政府は適切な方式を講じ、重点監督管理企業に対して、すでに人民元建て輸出貨物貿易決済の重点監督管理に組み入れた旨、告知されたい。
3. 重点監督管理企業が人民元建てクロスボーダー貿易決済業務により取得した人民元資金は国外に留保してはならない。重点監督管理企業が規定に違反し、人民元資金を国外に留保した場合、人民銀行は関連情報を関連部・委員会に提供し、関連部・委員会と共に各自の職責の範囲内において法に基づき処置し、併せてさらなる監督管理措置を講じる。
4. 銀行業金融機関は各種人民元建てクロスボーダー業務を取り扱う場合、『通達』の要求および関連するプルーフ・デンス監督・管理規定に基づき、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに依拠して審査を強化し、重点監督管理企業リストを検索した上、適切にリスクを防止しなければならない。銀行業金融機関が規定に違反した場合、人民銀行は『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』および『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則』（銀発[2009]212号）に基づき、相応する監督管理措置を講じる。

5. 人民銀行およびその出先機関は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに依拠し、重点監督管理企業の人民元建てクロスボーダー業務の状況に対してオフサイト検査を行い、毎年、銀行業金融機関が重点監督管理企業のために提供した人民元建てクロスボーダー決済サービスに対して立入検査を実施する。
6. 6部・委員会は各省（自治区、直轄市）および計画単列市人民政府が報告する関連状況および6部・委員会が把握している状況に基づき、遅滞なく重点監督管理企業リストに対して調整を行い、人民銀行はこれに基づき人民元建てクロスボーダー受取・支払情報管理システムにおける重点監督管理企業リストを更新する。
7. 人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（区都）都市中心支行、各副省級都市中心支行は、本書簡本文を管轄内の銀行業金融機関に転送されたい。

添付 : 重点監督管理企業リスト（商業銀行には送付しない）

中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀行業監督管理委員会
2012年5月8日

中国人民銀行弁公庁
2012年6月5日印刷・配布

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

中国人民银行办公厅 财政部办公厅 商务部办公厅
海关总署办公厅 国家税务总局办公厅 银监会办公厅
银办函[2012]381号
《关于出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单的函》

各省、自治区、直辖市、计划单列市人民政府办公厅：

根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》(中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第 10 号)和《中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会关于出口货物贸易人民币结算企业管理有关问题的通知》(银发[2012]23 号,以下简称《通知》),在各省(自治区、直辖市)和计划单列市人民政府上报的重点监管企业名单的基础上,人民银行会同财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会(以下统称六部委)审核确定了出口货物贸易人民币结算重点监管企业共计 9502 家(名单见附件),现就有关事项函告如下:

- 一. 自本函印发之日起,中国境内具有进出口经营资格的企业均可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》开展出口货物贸易人民币结算。
- 二. 六部委在各自职责范围内依法对重点监管企业开展出口货物贸易人民币结算业务加强管理。请各省(自治区、直辖市)和计划单列市人民政府采取适当方式告知重点监管企业已纳入出口货物贸易人民币结算重点监管。
- 三. 重点监管企业开展跨境贸易人民币结算业务所获得的人民币资金不得存放境外。重点监管企业违反规定将人民币资金存放境外的,人民银行将相关信息提供给相关部委,与相关部委在各自职责范围内依法进行处理,并采取进一步监管措施。
- 四. 银行业金融机构在办理各项跨境人民币业务时,应按照《通知》要求和有关审慎监管规定,依托人民币跨境收付信息管理系统加强审核,查询重点监管企业名单,切实防范风险。银行业金融机构违反规定的,人民银行根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》及《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》(银发[2009]212 号文印发)采取相应监管措施。
- 五. 人民银行及其分支机构依托人民币跨境收付信息管理系统,对重点监管企业开展跨境人民币业务的情况进行非现场检查,每年对银行业金融机构为重点监管企业提供跨境人民币结算服务的情况进行现场检查。

- 六. 六部委根据各省（自治区、直辖市）和计划单列市人民政府报送的有关情况及六部委掌握的情况，及时对重点监管企业名单进行调整，人民银行据此更新人民币跨境收付信息管理系统中的重点监管企业名单。
- 七. 请人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（省府）城市中心支行，各副省级城市中心支行将本函正文转发至辖区内银行业金融机构。

附件：重点监管企业名单(不发送商业银行)

人民银行 财政部 商务部
海关总署 国家税务总局 银监会
二〇一二年五月八日

中国人民银行办公厅
二〇一二年六月五日印发

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。